

香川県の事業者の皆様へ

2021年
4月28日現在

売上の減少、雇用の維持、資金繰りでお困りの相談は

新型コロナウイルス関連経営相談窓口 ((公財)かがわ産業支援財団内)

☎ **087-840-0391** (平日8:30~17:15)

新型コロナウイルス感染症は私たちの社会経済や事業活動に大きな影響を与えています。
売上の減少などにより、事業の継続や雇用の維持などでお困りの皆さまへの支援を実施しています。

給付金・助成金

<p>緊急事態宣言の影響等により売上が減少</p>	<p>緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 (中小企業庁) (緊急事態宣言地域の飲食店との取引があることや、その地域の外出自粛の影響を受けたことなどが要件)</p> <p>香川県 営業継続応援金</p>	<p>中小法人等 上限 60万円 個人事業者等 上限 30万円</p> <p>国の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛の直接的な影響を受け、令和3年1月~3月のいずれかの月の売上が令和2年又は令和元年の同月と比較して50%以上減少した中堅・中小事業者に支援金を支給します。 申請期限：令和3年5月31日</p> <p>①飲食事業者 1店舗あたり 上限 40万円 ②関連事業者等 1事業者あたり 上限 20万円</p> <p>感染症の感染拡大を受け、県民の皆様の外出機会が減少したことにより、令和3年1月と2月の売上の合計額が、対前年同期比で①30%以上減少した飲食事業者、②50%以上減少した飲食事業関連事業者、又は主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者等に応援金を支給します。 申請期限：令和3年6月15日</p>	<p>一時支援金事務局 ☎ 0120-211-240 (8:30~19:00)</p> <p>香川県営業継続応援金コールセンター ☎ 087-813-3247 9:00~17:30 ※4月27日~5月2日は毎日対応 5月6日~6月15日は平日のみ対応</p>
<p>県の営業時間短縮要請に全面的に協力</p>	<p>香川県 営業時間短縮協力金 (第1次) ※営業時間短縮要請期間：4月7日~4月20日</p>	<p>法人・個人事業主 1店舗あたり 上限 56万円 (【時短要請に応じた日数】×4万円※) ※【時短要請に応じた日数】には、定休日など予め決められていた店休日は含みません。 申請期限：令和3年5月6日~6月15日</p> <p>県が行った営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた飲食事業者に対し、協力金を支給します。</p>	<p>香川県営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 087-813-3249 9:00~17:30 ※4月28日~5月2日は毎日対応 5月6日~6月15日は平日のみ対応</p>
<p>新分野展開や業態転換等により事業を再構築したい</p>	<p>中小企業等事業再構築促進事業</p>	<p>中小企業 補助率 上限 2/3 6,000万円 (通常枠) 中堅企業 補助率 上限 1/2 8,000万円 (通常枠)</p> <p>新分野展開や業態転換により規模拡大等を目指す企業等の新たな挑戦を支援します。 申請期限：令和3年4月30日 (追加募集あり)</p> <p>【要件】 ・申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少 ・事業計画を認定経営革新等支援機関等と策定 ・付加価値額の年率平均3%以上増加の達成 など</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター ☎ 0570-012-088 (平日 9:00~18:00)</p>
<p>雇用を維持できない</p>	<p>雇用調整助成金</p>	<p>最大 10割</p> <p>一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部 (一定の要件を満たす場合は全部) を助成します。</p>	<p>雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999 (9:00~21:00)</p>
<p>在籍型出向で雇用維持/人材活用したい</p>	<p>産業雇用安定助成金</p>	<p>出向運営経費 助成率 上限 (出向元・先の合計) 最大 12,000円/人/日 (9/10) 出向初期経費 最大 (出向元・先それぞれ) 15万円/人</p> <p>感染症の影響により、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、賃金など出向運営経費を出向元・先双方に助成するとともに、出向前の教育訓練や受入れのための備品整備など出向初期経費についても助成します。</p>	<p>香川労働局雇用調整助成金グループ ☎ 087-823-0505 (平日 9:00~17:00)</p>
<p>子の世話で従業員が休業</p>	<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇 (年次有給休暇でない有給休暇) を取得させた事業主に助成金を支給します。 1日あたり上限 15,000円/人 (令和3年3月31日までの休暇分) 申請期限：令和3年6月30日</p>	<p>学校等休業助成金・支援金等コールセンター ☎ 0120-60-3999 (9:00~21:00)</p>
<p>子の世話で休業個人で仕事をする方向け</p>	<p>小学校休業等対応支援金</p>	<p>臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」に支援金を支給します。 1日あたり 7,500円 (定額) /人 (令和3年3月31日までの休暇分) 申請期限：令和3年6月30日</p>	<p>香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日 9:00~17:00)</p>
<p>妊娠中の女性労働者が休業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース・助成金</p>	<p>医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度 (年次有給休暇を除く) を令和4年1月31日までに整備・周知し、令和4年1月31日までの間に、当該休暇を20日以上取得させた事業主に対して助成金を支給します。 対象労働者 1人あたり28.5万円 ※1事業所当たり5人まで</p>	<p>香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日 9:00~17:00)</p>